

下大利区運営細則

1. 専門部会

下大利区規約（以下「規約」）第4条の活動のため次の専門部会をおく。

- (1)文化部会
- (2)体育部会
- (3)育成部会
- (4)福祉部会
- (5)安全部会
- (6)その他目的達成に必要な部会

2. 役員等の選出

規約第6条1項の規定により、役員等の選出について次のとおり定める。

- (1)役員等を選出するときは、区長が住民に周知するとともに、推薦状等を受け付けるための受付箱を公民館に設置する。
- (2)自薦・他薦を問わず様式(様式 第1号)により候補の届出をする。
- (3)区長は、締め切り日の翌日に評議員をもって構成する役員選考委員会を招集する。
- (4)役員選考委員会において受付箱を開き、その内容に基づいて適任者を選考し、総会の承認を得る。

3. 代議員

1. 総会の代議員の隣組構成は別表1とする。

2. 代議員氏名の届け出は、総会開催日の1ヶ月前までに 様式 第2号により隣組長が提出する。

4. 区 費

規約第13条の規定により、区費の取り扱いについて次のとおり定める。

- (1)区費は、一世帯当たり300円の11ヶ月分とする。
- (2)区費の免除は、生活が損なわれるおそれのある場合、役員会に諮り決定する。

5. 書類の保管

区長は、各年度末に、次の書類を整理し保管をしなければならない。

- 1. 備品の整理は、台帳に基づいて毎年行う。
- 2. 収支決算書及び事業報告書の保存期間は5年とする。
- 3. 総会の議事録の保存期間は5年とする。
- 4. その他本区の運営に関し、重要な書類は永年とする。

※例えは、契約、役員名簿、その他区の歴史など

令和 年 月 日

役員選考委員会 様

区役員及び会計監査 候補者推薦状

自 薦 ・ 他 薦

※上記、どちらかに○をしてください。

役職 一 区長、副区長、会計及び会計監査

組/マンション名	氏 名

を

役職名
区長
副区長
会計

に

を

会計監査
会計監査

に

推薦いたします。

令和 年 月 日

区長様

隣組長

氏名

代議員の届出書

組・マンション名	
代議員氏名	
備考	